五　自転車駐車場の整備を実施する市町村について、次の算式によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$A \times \alpha + B \times \alpha$

算式の符号

A　自転車駐車場の整備を推進するものとして総務大臣が認めた一般社団法人又は一般財団法人が行う自転車駐車場施設整備事業に対して市町村が支出する補助金に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該補助金の額が当該施設の整備事業費に0.25を乗じて得た額又は当該施設の自転車収容台数に、立体自走式の施設にあつては17,300円を、平面式の施設にあつては10,500円をそれぞれ乗じて得た額を超える場合にはいずれか少ない額とする。）に0.5を乗じた額

B　市町村が当該年度において行う自転車駐車場施設整備事業に係る経費（用地取得費及び地方債以外の補助金等特定財源を除く。）として総務大臣が調査した額に0.125を乗じて得た額

α　財政力指数が0.8以上の指定都市にあつては0.5、0.6以上0.8未満の指定都市にあつては0.7、0.5以上0.6未満の指定都市にあつては0.9、0.5未満の指定都市並びに指定都市以外の市及び町村にあつては1.0

六　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に期間を限定して運行される市町村立小学校又は中学校の児童又は生徒の通学の用に供するスクールバス等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、五八二、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額

七　附則第四条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　国の行う中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値（普通交付税に関する省令第四十九条の規定の適用を受ける市町村にあつては、同条の規定を適用した後の数値）に一、三三三円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・七を乗じて得た額

九　附則第四条第一項第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

十　附則第四条第一項第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「第三条第三項」とあるのは「第三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

十一　国の行う離島地域における漁業の再生を支援するための施策と連携を図り当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う離島漁業の再生支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

十二　沖縄県の区域内における市町村道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から日本国との平和条約の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものを当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項の道路管理者をいう。）が取得する場合に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十三　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に基づき、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて企業立地又は事業高度化のための措置を行つた場合において、当該事業者が同意集積区域内に設置又は取得した資産に対して課する固定資産税の増収額（同法第二十条の規定に基づき地方税の課税免除又は不均一課税の措置を受けた資産については、課税免除又は不均一課税をしなかつたものとして計算した場合の増収額）として総務大臣が調査した額に〇・〇五を乗じて得た額

十四　「公立病院改革ガイドラインについて」（平成十九年十二月二十四日総務省地域企業経営企画室第百三十四号通知）に基づき、策定された公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う市町村について、五〇〇、〇〇〇円（公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う一部事務組合又は広域連合を組織する市町村にあつては、五〇〇、〇〇〇円を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とする。）

十五　附則第四条第一項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

6　平成二十一年度から平成二十五年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの表第十五号の額は、同号の額に、平成二十年度において改正前の省令第二条第一項第一号の表第十一号の表第一項又は第二項の上欄に規定する病院（第二条第一項第一号の表第十一号の表第一項又は第二項の上欄に規定する病院を除く。）であつて、市町村が経営するものにおける前年度の三月三十一日現在における一般病床等の数（当該数が九十九を超えるときは、九十九とする。）に六八〇、〇〇〇円を乗じて得た額を加えた額とする。

7　平成二十三年度に限り、第三条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進及び国際交流の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（当該額が五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　中心市街地再活性化対策及び商店街振興対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　自転車駐車場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の指定都市にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・九を、〇・五未満の指定都市並びに指定都市以外の市及び町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

四　不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・二、〇・七以上〇・八未満の市町村にあつては〇・三、〇・五以上〇・七未満の市町村にあつては〇・四、〇・三以上〇・五未満の市町村にあつては〇・五、〇・三未満の市町村にあつては〇・六をそれぞれ乗じて得た額

五　単独事業として実施する小規模学童保育を受ける児童数として総務大臣が調査した数に五一、〇〇〇円を乗じて得た額

六　排水機場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・二を乗じて得た額